

## 4 面接実施要領

### 1 実施

#### (1) 方法等

実施要項の第5（12ページ）による。

#### (2) 準備

実施校は、面接実施計画を作成し、質問内容・質問方法・評定の基準を定め、あらかじめ十分な打合せを行う。

### 2 質問内容

学校、学科等の特色等を踏まえ、質問内容を定める。ただし、次の事項は質問しない。

#### (1) 学力の測定にかかわること

#### (2) 志願者の基本的人権にかかわること

ア 志願者の障害、容姿等に関すること

イ 志願者及び保護者の本籍、家族の社会的地位等に関すること

ウ 保護者の職業、学歴、収入等に関すること

### 3 面接委員

教諭等を充て、2人以上を1組とする。

### 4 得点の算出

(1) 面接の結果については、各高等学校が定める基準にしたがって、得点を算出する。

ただし、マイナスの得点は与えることができない。

(2) 評価の観点は、次のとおりとする。

ア 目的意識及び志望の動機・理由

イ 学習意欲及び興味・関心

ウ 各高等学校で必要とするもの

### 5 その他

帰国生徒特別選抜、外国人特別選抜及び定時制の課程における特別募集については、別途定める。